

# 飲食店を 経営している人へ

## 新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の 拡大を 防ぐため 営業時間の短縮 < =夜中はお店を閉めること> に 協力してください

法律 「新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法第24条第9項」に 基づく 要請 < =お願い > です

1 対象の期間	2020年12月28日(月) 午後10時 から 2021年1月12日(火) 午前5時まで
2 対象のお店	(法律 「食品衛生法」の 「営業許可」がある 次のお店) ① 接待を伴う 飲食店 < =お店の人と話しながら 食べたり飲んだりする お店 > ※「風俗営業等の規制 及び 業務の適正化等」に関する法律 第2条第1項第1号 に当てはまる お店 ② 酒類を提供する 飲食店 < =お酒が飲めるお店 > (カラオケ店なども含みます)
3 対象の場所	「仙台市青葉区国分町2丁目」と 「仙台市青葉区一番町4丁目」 (定禅寺通、広瀬通、東二番丁通、晚翠通に囲まれた場所) ※くわしくは次のページ
4 お願いすること	午前5時 から 午後10時 までの 時間短縮 営業 < =夜中 (午後10時 から 午前5時 まで) は お店を 閉めてください > ※今まで、夜中 (午後10時 から 午前5時 まで) 営業していない お店は、要請 < =お願い > の 対象外

■ 「時短要請相談窓口(コールセンター)」 電話番号: 022-211-3540 ※日本語のみ

受付時間 午前9時 から 午後5時 まで (2021年1月1日 から 1月3日は お休みです)